

2020

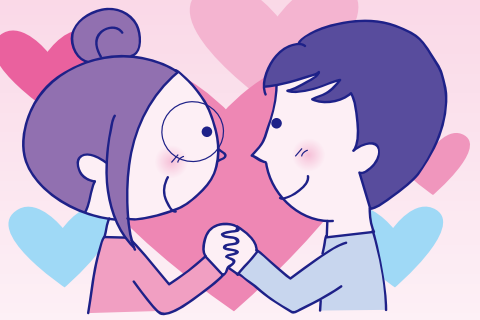
困ったときは

大阪教職員組合女性部

tel.06-6768-2330 fax.06-6768-2239

E-mail daikyoso@daikyoso.jp

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館706号



結婚休暇

5日以内(週休日等を含む)。必要と認められる期間。挙式・入籍・同居のもっとも早い日から半年以内

不妊治療休暇

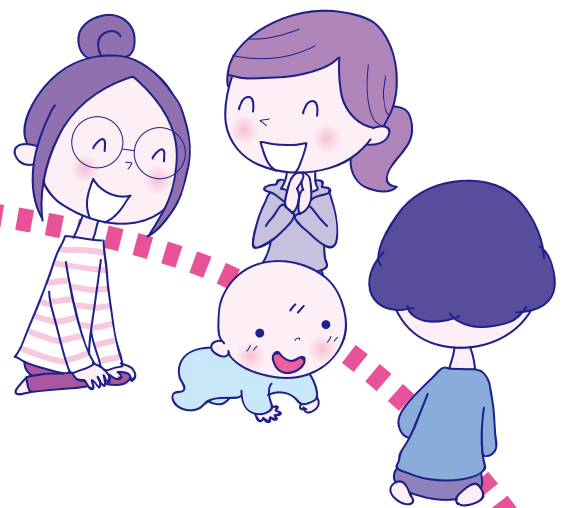
(2020年4月～)
・不妊治療を受ける場合、一会計年度につき6日以内(日または時間)
・給与は減額

通勤緩和措置

朝夕各30分以内。1日1時間以内にまとめることもできます。徒歩・自転車通勤でも可。母子手帳の提示でよい

妊娠障害休暇

つわりや妊娠中の障害のため、14日以内。バラバラにもとれます。産前休暇に引き続く場合は、常勤の代替講師が配置されます。(週休日等は含みません)2週間前までに事由書を出します



育児のために

育児時間

・子どもが1歳6ヶ月になるまで、90分。(2回に分割可)有給

育児のための短時間勤務制度

・子どもが小学校就学前まで
・1ヶ月前までに申出、非常勤代替配置
・勤務形態は選択、給料減額
★取得不可

育児にかかる早出遅出勤務

・子どもが小学校就学前まで
・始業及び終業の時刻を15分単位で設定できる(午前8時以後、午後5時45分以前)

子どもの看護休暇

・中学校就学前までの子のケガ・病気の看護、予防接種、健康診断
・年5日以内(子が複数の場合、10日以内)時間単位もOK
・診断書は不要です

介護休暇

・被介護人の継続する状態ごとに180日が限度
・代替配置(30日以上)
・給与は無給(休業手当金あり)

介護欠勤

・年30回。1回1日または必要な時間。時間取得でも1回とカウント
・介護欠勤申請書を提出。診断書等は原則不要
・給与は減額。代替配置なし

短期の介護休暇

・被介護人1人5日、2人以上10日

介護時間

・被介護人が日常生活を営むのに必要な動作ができない状態
・1日につき2時間以内(15分単位)
・勤務の始め、または終わりに続く
・給与は減額

介護のために

生理休暇

1回につき2日以内、時間あるいは半日でもとれますが、1日とカウント。「著しく困難」を判断するのは申請者本人

人間ドック・婦人科検診

共済組合、互助会事業の人間ドックは年齢制限なく受診できます。健康管理に活用しましょう

妊娠したら

通院のための休暇

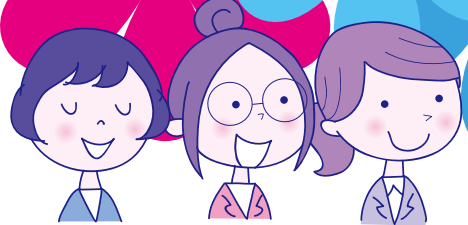
- ・妊娠23週まで…4週間に1回
- ・24～35週…2週間に1回
- ・36週～出産まで…1週間に1回
- ・出産後…1年までに1回
- ・その他、医師が指示する回数

教員の体育実技・負担軽減措置

- ・妊娠判明時から産休に入るまでの必要な期間取れます
- ・小学校：週3時間 中学校：週18時間 高校：体育持ち時間 支援学校教員：週(15+3)時間 寄宿舎職員：週29時間
- ・支援学級担任は、1日2時間(原則午前中。書面協議で午後も可)
- ・非常勤講師が配置
- ・養護教諭の負担軽減は、養護助教諭が配置
- ★任用期間によって取得可

母性のために

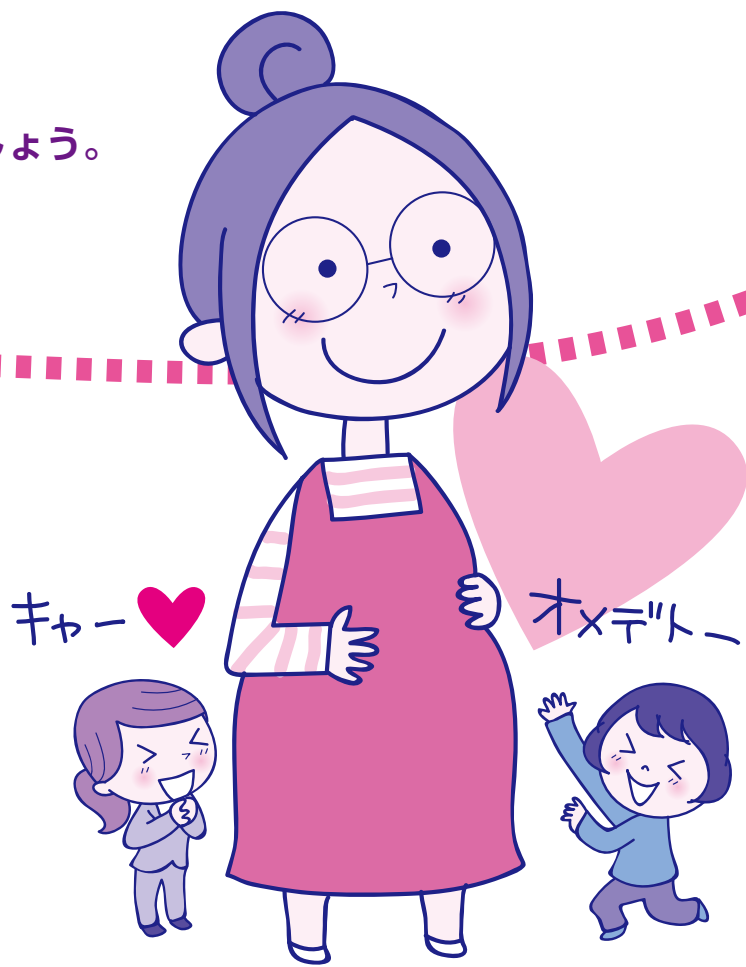
女性の権利



「権利」の1つひとつに誕生日があります。権利を学び、行使しましょう。みんなで歩けば道は広がります。「仕事も家庭も大切に、健康で生き生きと働きたい」「どの子どもも輝く学校に」「戦争はいや」力を合わせて願いを実現させましょう。

妊産婦は

- ・時間外労働、休日労働、深夜労働をさせないように請求できます(労働基準法第65条・第66条)
- ・医師や助産師に、補食や休憩の必要を指導された場合、必要な時間が職務免除扱いになります
- ・風疹の抗体検査を受けるときや、風疹感染をさける職務免除もあります



出産したら

下記には代替者が配置されます

産前・産後休暇

- ・①通算16週間、②ただし産後8週は必ず休まなければならない。③取得期間は本人申請
- ・多胎妊娠には、産前休暇が8週間プラス
- ・事務引継ぎ日があります
- ★任用期間によって取得可

早産・流産・死産のとき

- ・11週まで…病気休暇 ※診断書必要
- ・12週以上…16週間の特別休暇 多胎妊娠は24週間

男性職員の育児参加のための休暇

- ・妻の出産予定日の8週間前(多胎の場合は16週間前)から産後16週間まで
- ・5日以内で、日または時間単位でもOK
- ・当該子どもまたは就学前の子の養育のため

夫の出産休暇

2日間。入院等の日～出産後2週間以内。日または時間単位でもOK

すべて男女どちらでもOK

部分休業・部分休暇

- ・部分休業は子どもが小学校就学前まで、部分休暇は小学校1～3年まで1日2時間まで。(15分単位)
- ・勤務の始め、または終わりに続く
- ・育児時間をとる人は合計2時間まで
- ・その時間の給料は減額されます

育児休業

- ・子どもが3歳になるまで。一度復帰してももう1回とれます。代替者が配置
- ・ならし保育中も育児休業の対象となります。
- ・無給ですが、1歳までは共済組合から育児休業手当金が支給されます。ただし、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、2歳まで支給されます
- ・共済掛金(長期・短期とも)が免除されます。互助組合の掛け金は免除されませんが、育児休業支援金として掛金相当額が給付
- ・事務引継ぎ日があります
- ★取得不可

